

令和4年12月9日  
広島労働局

## 福山公共職業安定所における文書の誤送付について

広島労働局(局長 阿部 充)は、福山公共職業安定所(以下「福山所」という。)における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

### 記

#### 1. 概要

令和4年 11 月 22 日(火)、福山所において、Aさんの雇用保険受給資格者証(以下「資格者証」という。)及び就業促進手当支給決定通知書(以下「通知書」という。)を誤ってBさんに送付するという個人情報の漏えい事案が発生した。

Bさんに誤送付した資格者証及び通知書には、Aさんの氏名、生年月日、金融機関名、口座番号、離職前事業所名、給付金額等が記載されていた。

#### 2. 事実経過

(1) 令和4年 11 月 21 日(月)、職員CはAさんから提出された再就職手当支給申請書(以下「申請書」という。)の支給決定処理をシステムで行った。その際、Aさんの住所の番地を誤って入力したが、そのことに気付かないまま誤った住所が宛先として記載された通知書を作成した。

(2) 同日、職員Cが作成した通知書を郵送するため、職員D(封入者)は、通知書と申請書の内容を照合したが、通知書の宛先の番地に誤りがあることに気付かないまま、書類を封入し、個人情報送付管理簿(以下「管理簿」という。)に記載した上で、書類を封入した封筒と管理簿を封緘者である職員Eに回付した。

職員E(封緘者)は、通知書、管理簿及び申請書の添付書類である資格者証の宛名を照合するとともに、書類の紛れ込みがないかどうかの確認を行った上で書類を封緘し、発送担当者に回付した。

なお、封入者から封緘者に書類を回付する際に、Aさんから提出された申請書は添付しておらず、管理簿のAさんの住所に番地を記載していなかったため、封緘者において、通知書に記載の宛先と正しい住所との照合が行われなかった。

(3) 令和4年 11 月 28 日(月)、Bさんの家族から、ハローワークから心当たりのない書類が届いたとの電話連絡があり、この時点で、Aさんの書類を誤送付したことが発覚した。

福山所の雇用保険給付課長は、直ちにBさん宅を訪問し、経過説明と謝罪を行い、資格者証と通知書を回収した。

- (4) 同日、福山所の雇用保険給付課長は、Aさんに対し、事実経過の説明及び謝罪を行い、了承を得た上で、回収した資格者証と通知書を交付した。

### 3. 発生原因等

郵送する書類の宛先については、封入・封緘の各段階で関係書類を照合して確認することとしているところ、本事案においては、

①封入時に通知書と申請書の照合を行ったものの、住所の確認が不十分であった

②封緘時に通知書と申請書の照合が行われなかった

ことから、誤りを発見できなかった。

### 4. 再発防止策

#### (1) 福山所における対応

ア. 令和4年11月29日(火)、緊急幹部会議を開催し、所長から本事案の事実経過を説明するとともに、封入・封緘時において、宛先の氏名・住所を申請書と照合するという基本動作の遵守を含む個人情報の適正な管理の徹底、及び雇用保険給付課における事務処理手順の再点検を指示した。

イ. 令和4年11月30日(水)、全職員に対して個人情報保護に関する緊急自主点検の実施を指示するとともに、緊急に所長による雇用保険給付課の職員・相談員全員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施した。

#### (2) 広島労働局における対応

ア. 令和4年11月30日(水)、総務課総務企画官から局内全所属長に対し本事案の概要を説明するとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について注意喚起した。

イ. 令和4年11月30日(水)、職業安定課長から局内全公共職業安定所長(出張所長)に対し個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について注意喚起するとともに、その手順の再確認、実施状況の点検等を指示した。

ウ. 令和4年12月5日(月)、職業安定課長から全公共職業安定所長(同出張所長)に対し通知を発送し、管理者による個人情報漏えい防止のための取組の再点検と非常勤職員を含む全職員に対する緊急点検の実施、及び本事案を踏まえた研修と基本動作・確認作業の点検・改善の実施を指示した。

担当: 広島労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 田辺 克也

課長補佐 三村 昌樹

電話 082-502-7831